

平泉世界遺産ガイダンスセンター事業運営等業務

企画競争実施要領

令和4年2月

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター

この「企画競争実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター（以下「ガイドランスセンター」という。）が実施する「平泉世界遺産ガイドランスセンター事業運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画競争に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## 1 企画競争の種類

本企画競争は、プロポーザル方式によるものであり、企画提案の審査により委託候補者を選定し、資料2「業務仕様書」に掲げる業務について、ガイドランスセンターと委託候補者が協議の上、契約を締結するものである。

## 2 本業務の概要

- (1) 業務名  
平泉世界遺産ガイドランスセンター事業運営等業務
- (2) 委託業務内容  
資料2「業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）
- (4) 委託予定額  
41,015千円以内（税込）

## 3 企画提案を求める内容

資料3「企画提案書作成要領」のとおり。

## 4 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画競争参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けたものとする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で参加するものとし、ガイドランスセンターとの契約の当事者は当該代表者とする。

### 〔参加資格要件〕

- (1) 2に示した業務のため、職員2名程度をガイドランスセンターに配置できること。  
なお、少なくとも1名は以下の要件をいずれも満たす者とする。  
ア 学芸員資格を有すること。  
イ 博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する「登録博物館又は博物館相当施設」（歴史系博物館又は歴史展示を含む総合博物館に限る。）において考古資料の保存管理及び展示に従事した経験又は当該業務経験に相当する経験を有すること。  
なお、重要文化財の取扱いに係る経験を有する者が望ましいこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) (6)に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

## 5 企画競争に係る手続きに関する事項

### (1) 担当課

岩手県立平泉世界遺産ガイドセンター

住所：〒029-4102 岩手県西磐井郡平泉町平泉字伽羅楽 108-1

電話：0191-34-7377 F A X：0191-34-7378

電子メールアドレス：AK0006@pref.iwate.jp

### (2) 実施要領等の交付

企画競争に関する実施要領等について、県公式ホームページに掲載すること。

※トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

### (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものであること。

ア 受付期間 令和 4 年 2 月 24 日（木）午後 5 時まで

イ 受付場所 上記（1）に同じ。

ウ 提出方法 様式 1「企画競争実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。

エ 回答方法 質問と回答事項を取りまとめ、3月1日（火）までに電子メールにて参加者あて回答すること。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限

令和4年2月24日（木）午後5時必着

イ 提出先及び提出方法

上記(1)の担当課まで持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。また、郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

ウ 提出書類

- ① 様式2 参加資格確認申請書
- ② 様式3 会社概要及び過去5年間の同種業務の実績
- ③ 様式4 配置職員確認調書

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和4年3月1日（火）までに電子メールにより通知する。

オ 留意事項

- ① 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画競争に参加することができないこと。
- ② 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすること。
- ③ 参加者は、下記6に定める企画競争審査委員会（以下「審査委員会」という。）実施日までに参加資格の要件に該当しないこととなった場合は、参加資格を失うこと。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、ガイダンスセンター所長に対して、文書（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和4年3月9日（水）午後5時必着

イ 提出先及び提出方法

上記(1)の担当課まで、持参により直接提出すること。

ウ 回答

ガイダンスセンター所長は、説明を求められたときは、令和4年3月14日（月）までに、説明を求めた者に対して、文書によりその理由を回答するものであること。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、資料3「企画提案書作成要領」に掲げる内容が盛り込まれた企画提案書等を下記により提出すること。

ア 提出書類

資料3「企画提案書作成要領」に定める書類

イ 提出期限

**令和4年3月16日（水）午後5時必着**

ウ 提出先及び提出方法

- ① 上記(1)の担当課まで持参又は郵送により提出すること。
- ② 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ③ 郵送の場合は、封筒の表に企画競争提案書等在中の旨を朱書きのうえ、配達証明付書留郵便により、期日までに必着のこと。

エ 留意事項

- ① 提案は参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めないこと。
- ② 企画提案書等提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めないこと。
- ③ その他、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適切な提案を行うこと。

#### (7) 企画提案の無効

上記(5)により参加資格が認められなかった者の企画提案又は次のいずれかに該当する企画提案は、無効とするものであること。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）又は第94条（虚偽表示）に該当する企画提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない企画提案
- ウ 提出期限を過ぎて提出された提案
- エ その他、企画競争に関する条件に違反した提案

#### (8) 企画競争への不参加

ア 上記(4)により、参加資格を有すると認められた者が、企画競争に参加しない場合は、企画提案書等提出期限の前日までに、様式5「企画競争参加辞退届」を、上記(1)の担当課まで持参又は郵送により提出すること。

イ アにより企画競争に参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱を受けることはない。

## 6 委託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画競争審査要領」に基づき、審査委員会において行うものとする。なお、企画提案書等の内容が、上記2の本業務の概要(4)の委託予定額を超えた場合は、審査の対象とはならないこと。

### (2) 審査委員会の開催

ア 開催日

令和4年3月17日（木）以降

イ 開催場所

平泉世界遺産ガイダンスセンター体験学習室・講座室内

## ウ 審査方法等

- ① 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。追加資料の提出は認めない。
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1者あたり45分（説明30分、質疑応答15分）とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

### (3) 委託候補者の決定

- ア ガイダンスセンターは、審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
- イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。
- ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- エ 参加者が1者のみであった場合でも、審査を行い、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- オ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、企画コンペ審査の開催方法等を変更する場合がある。その場合には、別途参加資格者あて通知する。

## 7 契約に関する事項

### (1) 契約書の作成の要否

要

### (2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

### (3) 契約内容及び仕様書

契約内容及び仕様書については、委託候補者とガイダンスセンターが協議の上決定する。

### (4) 契約結果の公表

ガイダンスセンターは、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

## 8 公正な企画競争の実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画競争を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画競争に参加させず、又は企画競争の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 9 その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類(以下「提出書類」という。)に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものであること。
- イ 提出書類は返却しないものであること。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものであること。

### (2) 企画競争参加に要する経費

企画競争に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

### (3) スケジュール(予定)

ア 企画競争実施要領等の公表	2月17日(木)
イ 参加資格確認申請書等提出期限	2月24日(木)
ウ 質問票の提出期限	2月24日(木)
エ 参加資格確認結果通知	3月1日(火)
オ 質問に対する回答	3月1日(火)
カ 企画提案書等提出期限	3月16日(水)
キ 企画競争審査委員会	3月17日(木)以降
ク 企画競争結果通知	3月17日(木)以降
ケ 契約締結	4月1日(金)

※ 現在の予定であり、変更の場合は、その都度別途通知する。

### (4) その他

- ア 本事業は、令和4年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- ウ 参加資格の要件を全て満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。